

『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』について ..... 林 陽子...*iii*

前 文 .....	アーシャ = ローズ・ミギー口... <i>vii</i>
謝 辞 .....	<i>ix</i>

1はじめに .....	<i>1</i>
2国際的および地域的な法と政策に関する枠組 .....	<i>5</i>
2.1国際的な法と政策に関する文書および先例 .....	<i>5</i>
2.1.1国際人権条約 .....	<i>5</i>
2.1.2他の国際条約 .....	<i>7</i>
2.1.3国際的な政策文書 .....	<i>9</i>
2.2地域的な法と政策に関する文書および先例 .....	<i>10</i>
2.3モデルとなる法と戦略 .....	<i>13</i>
3女性に対する暴力に関する法のモデル枠組 .....	<i>17</i>
3.1人権に基づく包括的アプローチ .....	<i>17</i>
3.1.1ジェンダーに起因する差別の一つ形態としての女性に対する暴力 .....	<i>17</i>
3.1.2包括的な立法アプローチ .....	<i>18</i>
3.1.3すべての女性に対する法の平等な適用と多様な差別に取り組むための手段 .....	<i>19</i>
3.1.4ジェンダーに配慮した立法 .....	<i>20</i>
3.1.5慣習法および（または）宗教法と制定法による司法制度との関係 .....	<i>21</i>
3.1.6矛盾する法規定の改正および（または）削除 .....	<i>22</i>
3.2履行 .....	<i>23</i>
3.2.1国の行動計画または戦略 .....	<i>23</i>
3.2.2予算 .....	<i>24</i>
3.2.3公務員に対する研修と能力向上 .....	<i>25</i>
3.2.4専門の警察および検察の部門 .....	<i>26</i>
3.2.5専門の裁判所 .....	<i>27</i>
3.2.6行政による手順、指針、基準、規則 .....	<i>28</i>
3.2.7立法した条文の施行期限 .....	<i>29</i>
3.2.8関連機関による法令遵守違反への罰則 .....	<i>30</i>

3.3 監視と評価	30	3.9.7 性暴力に関する法的手続からの差別的な要素の排除	64
3.3.1 履行を監視するための具体的な制度的メカニズム	30	3.9.7.1 警告原則・補強証拠原則の排除…(64)	
3.3.2 統計データの収集	32	3.9.7.2 被害者の過去の性的経験の不提出…(65)	
3.4 定義	33	3.9.8 「虚偽供述」の不処罰	66
3.4.1 女性に対する暴力の定義	33	3.10 保護命令	67
3.4.2 DVの定義	34	3.10.1 女性に対するあらゆる形態の暴力に対する保護命令	67
3.4.2.1 DVの形態に関する包括的定義…(34)		3.10.2 保護命令と他の法的手続の関連性	68
3.4.2.2 法により保護される人の範囲…(36)		3.10.3 保護命令の内容と発令	68
3.4.3 性暴力の定義	37	3.10.4 緊急命令	70
3.4.3.1 夫婦間レイプを含む、強かん等の性暴力の広範な犯罪の定義…(37)		3.10.5 審理後の命令	
3.4.3.2 セクシュアル・ハラスメントの定義…(40)		3.10.6 保護命令の申立人	
3.5 防止	41	3.10.7 保護命令の発令にとつての被害者の十分な証拠	72
3.5.1 女性に対する暴力の防止に関する条文の包摂	41	3.10.8 DV事件の場合における保護命令、および挑発的な行動を	73
3.5.2 意識の向上	42	3.10.8.1 立法は、当事者双方に対する保護命令、および挑発的理由とする出頭命令を含まないこと…(73)	
3.5.3 教育カリキュラム	43	3.10.8.2 保護命令手続における子の監護権への対処…(74)	
3.5.4 メディアに対する配慮	44	3.10.9 保護命令違反に対する刑罰	75
3.6 被害者への保護、支援、援助	45	3.11 判決	76
3.6.1 包括的かつ総合的な支援サービス	45	3.11.1 犯罪の重大さと比例する量刑	76
3.6.2 レイブ・クライシスセンター	47	3.11.2 量刑における減免および例外の排除	76
3.6.3 雇用における被害者支援	47	3.11.3 DVの再犯者／累犯者／悪質なDVの加害者に対する刑の加重	77
3.6.4 被害者の居住権	48	3.11.4 DV事件における罰金刑への配慮	78
3.6.5 被害者への財政的支援	49	3.11.5 被害者に対する原状回復および補償	78
3.7 移民女性の権利	50	3.11.6 加害者更生プログラムと代替判決	79
3.7.1 女性に対する暴力の被害者のための独立した、かつ適切な移民としての地位	50	3.12 民事訴訟	80
3.7.2 國際結婚の斡旋業者に対する規制と「メールオーダー・プライド」の権利の保障	51	3.12.1 加害者に対する民事訴訟	80
3.8 捜査	52	3.12.2 第三者に対する民事訴訟	81
3.8.1 警察官の義務	52	3.13 家族法	82
3.8.2 檢察官の義務	53	3.14 難民法	84
3.8.3 積極的逮捕および積極的起訴の方針	55	4 女性に対する暴力に関する法案を起草する際のチェックリスト——	85
3.9 法的手続および証拠	57	段階1：法の目的を明記する	85
3.9.1 調停の禁止	57	段階2：関係者への意見聴取を行う	85
3.9.2 適時かつ迅速な手続の奨励	57	段階3：法案を起草する際、証拠に基づく取組を行う	86
3.9.3 独立した法律相談と仲裁機関を含む、無料の法律扶助、通訳、法廷支援	57	◇ 日本の立法に求められていること	
3.9.4 法的手続における被害者の権利	58	…雪田樹理… 87	
3.9.5 証拠の収集とそれらの提出に関連する問題	60	…伊藤和子… 88	
3.9.6 被害申告の遅延による不利益な推定の禁止	62	あとがき… 89	
	63		



トップ &gt; 国際人権データベース &gt; 【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)

ヒューマンライツ・ナウについて

## 国際人権データベース

【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)

【国際人権先例・CEDAW】2003/No2 ハンガリー

**ビルマ  
アップデート**

**福島原発  
事故後の  
人権状況**

**Human Rights Cafe  
トークイベント 好評開催中**

**資料データベース**

**支援する**

**2013年  
カレンダー  
発売中**

ヒューマンライツ・ナウ ×  
オオヒナタハルコ  
イメージソング「I Will Shine」

### Ms. A. T. v. Hungary

通報日	見解採択日	文書発行日	通報番号
10/10/2003	26/01/2005		No.2/2003

全文	<a href="http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/protocol/dec-views/htm">http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/protocol/dec-views/htm</a>
手続上の論点	国内的救済措置を尽くしていないことにおける例外（OP第4条1項）、選択議定書が効力を生ずる前の出来事（OP第4条第2項（e））
実体上の論点	締約国の義務（2条(a),(b),(e)）、役割分担の否定（5条(a)）、婚姻・家族関係における差別撤廃（16条）

通報者は、1998年3月より、内縁の夫L.F.（現在は別居中）からの継続的かつ深刻なドメスティック・バイオレンスを受けている。通報者にはL.F.との間に子どもが2人あり、うちひとりは脳に重度の障がいを負っている。通報者は、心身の健康及び生命の危険にさらされているが、ハンガリーには、重度の障がいを負った子どもとともにに入居できる施設がないため、シェルターには入っていない。また、2003年9月には、通報者がL.F.のアパートへの接近禁止を求めた裁判（ブダペスト地裁）で、L.F.の財産権を認める旨の判決が出された。通報者は、この判決を見直すよう最高裁に請願を提出したが、2004年1月2日（追加資料提出時）現在、回答は出でていない。通報者は、財産分与に関する民事訴訟（通報者がアパートのL.F.の持分を買い取ると申し出た）も起こしており、アパートの独占的使用についての裁判所命令を求めたが、2000年7月25日に却下された。さらに、L.F.に対しては、通報者への暴力による刑事訴訟が起こされている。通報者は、地域の子どもも保護担当当局に支援を求めたが、何の支援も得られなかった。

最高裁への請願の結果により裁判所が条約を適用可能な国内法として認める可能性が低いこと、L.F.からの暴力の大半はハンガリーが選択議定書に加入した2001年3月以前に起きているが、その後も暴力は続き、通報者の生命が危険にさらされていることから、通報者は本件が委員会により受理されるべきであると考えている。

通報者の主張は以下のとおりである。

- 1) 通報者は、ハンガリー政府が条約2条(a),(b),(e)及び5条(a)、16条の義務を果たしていないために、内縁の元夫からの効果的な保護を受けることができなかつた。
  - 2) L.F.に対する刑事訴訟は必要以上に長期に亘っていること、現在のハンガリーの法律に保護命令や接近禁止命令がないこと、また、L.F.がこの間全く拘束されていないことは、条約および一般的勧告No.19が定める通報者の権利を侵害している。
  - 3) 条約の内容及び精神への違反により通報者と子どもたちが受けた苦痛について、補償を含む正義を要求する。
  - 4) ハンガリーの女性たちのために、a)DV被害者の効果的かつ即時の保護を導入するための法律を作ること、b)法曹関係者らにジェンダー視点及び条約と選択議定書に関する研修を実施すること、c)ジェンダーに基づく暴力の被害者に対する無料の法律扶助を提供することについて、委員会の介入を求める。
- また、通報者は、生命の安全の確保のためにOP第5条1項による暫定的措置を要請した。

 Page top

当事 国の 主張	<p>1) 民事裁判については保留中、刑事裁判については現在も進行中である。</p> <p>2) しかし、締約国としては本通報の受理可能性について反対する意志はなく、また、国内救済措置が通報者を元夫の暴力から速やかに保護するものではないことを認める。</p> <p>3) ハンガリー国会は、2003年4月16日に家族内暴力の防止と効果的対応に関する国家戦略に関する決議を採択し、DVについての包括的な行動計画を作成している。</p>
委員 会の 見解	<p>1) 締約国が本通報の受理に異議を唱えていないこと、通報者による最高裁への請願が却下されたこと、民事訴訟が期限を定めずに行われており、たとえ結果が出たとしても現在の通報者の生命への危険を回避するものではないと考えられること、刑事裁判が3年以上継続しており、OP第4条1項にいう救済の適用が不当に引き延ばされている場合に該当すると考えられることから、本件は受理可能。また、通報者が受けている暴力も1998年から現在まで継続していると判断される。</p> <p>2) 女性に対する暴力の防止と保護についても果たされるべき、第2条(a)、(b)、(e)の締約国の義務が実施されておらず、通報者の人権及び基本的自由、特に安全への権利を侵害していた。</p> <p>3) 民事及び刑事裁判においてL.F.をアパートから遠ざけることができず、接近禁止あるいは保護命令の規定が存在せず、障がいを持った子どもとともに入所できるシェルターがないにもかかわらず、締約国が対応してこなかったことは、第5条(a)及び第16条に規定された通報者の権利の侵害にあたる。</p> <p>4) 本通報に関し、委員会が要請した暫定措置が十分に実施されなかつた。</p> <p>5) 上記に基づき締約国に対して以下の勧告を行う。</p> <p>通報者に関して：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 通報者と子どもたちの心身の安全を確保するための効果的な措置を速やかにとること</li> <li>(b) 通報者と子どもたちが安全に暮らせる住居、適当な養育手当、法的支援、これまでの権利の侵害による苦痛に対する補償を提供すること</li> </ul> <p>一般的事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) DVから自由になる権利を含む女性の人権を尊重、保護、促進、充足すること</li> <li>(b) DV被害者に対し、最大限の法的保護を保障すること</li> <li>(c) 家族内暴力の防止と効果的対応に関する国家戦略を速やかに実施し、評価すること</li> <li>(d) 法曹関係者らに対して、女性差別撤廃条約及び選択議定書に関する研修を行うこと</li> <li>(e) 女性と少女に対する暴力に関するハンガリーの第4・5次報告書に対する委員会の最終コメントを速やかに実施すること</li> <li>(f) すべてのDV事件について速やかに真剣な捜査を行い、国際的な基準に基づいて加害者を処罰すること</li> <li>(g) DV被害者に対し、安全かつ速やかに正義を提供すること</li> <li>(h) 加害者に対して更生プログラム等を提供すること</li> </ul>

ヒューマンライツ・ナウ (2005年1月26日)

関連カテゴリ

- 【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)



トップ > 国際人権データベース > 【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)

ヒューマンライツ・ナウについて

## 国際人権データベース

【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)

【国際人権先例・CEDAW】2005/No6 オーストリア

	ビルマ アップデート
	福島原発 事故後の 人権状況
	Human Rights Cafe トークイベント 好評開催中
	資料データベース

支援する

	2013年 カレンダー 発売中
--	-----------------------

ヒューマンライツ・ナウ × オオヒナタハルコ イメージソング「I Will Shine」
--

### The Vienna Intervention Centre against Domestic Violence and the Association for Women's Access to Justice on behalf of Banu Akbak, Gulen Khan, and Melissa Ozdemir v. Austria

通報日	見解採択日	文書発行日	通報番号
21/07/2004	06/08/2007		No.6/2005

全文	<a href="http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/protocol/dec-views/htm">http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/protocol/dec-views/htm</a>
----	---

手続上の論点	国内的救済措置が尽くされているかどうか (OP第4条1項)、通報者の主張は十分に立証されているかどうか (OP第4条2項(c))
実体上の論点	女性の生命及び身体的・精神的安全の権利：差別の定義（第1条）および女性に対する暴力（一般的勧告No.19）との関係における、締約国の差別撤廃義務（第2条(a), (c)～(f)）、女性の完全な発展・向上の確保（第3条）

本通報は、再婚した夫により殺害された女性 (Fatma Yildirim、トルコ出身、オーストリア国籍) に代わって、女性が利用していたドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者支援団体 (2団体) により、女性の前夫との子ども（成年2人、未成年1人）の承諾を得て提出された。

通報者によれば、女性は、2003年7月以来、夫から殺害の脅迫を受けるようになり、離婚を望んでいたが、夫は同意せず、離婚すれば女性と子どもたちを殺害すると脅していた。同年8月初めから、女性は夫からの身体的暴行や脅迫電話について頻繁に警察に通報し、警察は退去・帰宅禁止命令を出すとともに、ウィーンDV介入センターと青少年福祉事務所にその旨を通報、さらに検察官事務所に夫の逮捕を求めたが、却下された。8月8日、女性は、ウィーン地裁Hernals支部に夫に対する暫定命令の申請を提出。この間、夫が頻繁に女性の職場に現れて脅迫するため、女性は警察に通報していた。ウィーンDV介入センターもファックスで警察に女性の状況と携帯番号を連絡し、さらなる注意を要請。同月14日、女性は、生命の脅迫被害について正式な届出を警察に提出、警察は検察官に再度夫の逮捕を求めたが却下された。26日、女性はウィーン地裁Hernals支部に離婚申立を提出。9月1日、同支部は、夫に対して、女性については離婚手続終了時まで、同居の次女には3ヶ月間有効な暫定命令（自宅、女性の職場等への接近、連絡の禁止）を出したが、同月11日、女性は帰宅時に自宅近くの路上で夫により刺殺された。夫は、その後、ブルガリアに入国しようとしたところを逮捕され、殺人罪で終身刑に服している。

通報者は、当事国政府は、女性の安全と生命の権利を保護するために必要なすべての適当な措置を積極的にとっていると述べている。また、委員会に対して、被害者の人権および条約上の権利の侵害及び夫を逮捕しなかったことへの当事国の責任を検討し、暴力の被害者である女性（特に移民女性）の保護のために効果的な処置を取ること、女性DV被害者の安全を保護し、加害者及び一般にDVは非難すべき犯罪であると周知するために積極的逮捕および訴追政策をとること、女性に対する暴力被害者の保護・支援団体と協力すること、犯罪司法関係者へのDVに関する研修を義務化することを勧告するよう望んでいる。

また、通報者は、女性の保護と殺害防止に関して利用可能な国内救済措置はなく、また、2004年12月に女性の次女が起こした国家賠償請求訴訟は、子どもの損失に対する補償を求めるもので、女性本人に対する救済ではないため、議定書第4条の救済には当たらないと主張している。

(当事国による受理可能決定の見直し要請に対して) 本事案の焦点は、法規則の修正や廃止ではなく、法が適切に適用されなかつたことである。よって、当事国が利用可能と主張する司法審査はOP第4条1項の国内救済措置とはみなされないと主張。

- 1) 女性の次女による国家賠償請求訴訟は、検察官事務所の対応が適正であったとして却下されたが、再度、民事訴訟を提起することは可能である。
- 2) 夫は前科もなくおとなしそうに見えたので、検察官は拘束が必要とは考えなかった。

 Page top

当事 國の 主張	<p>3) 女性の代理人は、（夫の逮捕状を出さないという）検察官の決定に対する控訴を認めないという規定について、憲法裁判所で司法審査を求めることができる。また、子どもたちも、憲法第140条1項にもとづき、憲法裁判所に、刑法の加害者の権利保護に関する条項をDV被害事件については廃止するよう求めることができる。</p> <p>4) （受理可能決定の見直し要請の中で）当事国は、DVに対応するために包括的な措置をとっており、十分な措置がとられていないという通報者の主張は根拠を欠いている。</p> <p>5) 女性自身も、検察官法37条により、ウィーン検察官事務所長、上級検察官事務所、連邦司法省などに、担当検察官の決定について不服を申立てことができた。</p>
委員 会の 見解	<p>1) 当事国が主張する憲法第140条1項の手続は抽象的なものであり、殺害の脅迫を受けている女性や子どもたちにとって有効な救済とはみなされず、本通報は受理可能である。</p> <p>2) 女性の未成年の次女が起こした国家賠償請求訴訟を民事訴訟として再提出が可能であるという当事国の主張についても、有効な救済には当たらず、受理可能である。</p> <p>3) &lt;受理可能性の見直し&gt;（通報時に次女による賠償請求が継続中だった点に関し）国内救済措置を尽くしたかどうかは、事案検討時までに判断されればよい。また、検察官法第37条の苦情申立は、生命の危険に瀕している女性にとって効果的な救済措置とは言えない。</p> <p>4) 本案審査：締約国が相当の注意義務に従って権利の侵害を予防し、暴力行為について捜査・処罰し、補償を提供することを怠った場合、私人による行為にも締約国の責任が生じる。</p> <p>5) 当事国は、DVについて包括的な対応モデルを有しているが、実際にDV被害者の女性の人権を守るためにには、その実施を確保しなくてはならない。</p> <p>6) 当事国当局は、女性が重大な危険に瀕していることを認識していたと考えられ、検察官による夫の逮捕要請の却下は不適切。これは、当事国として相当の注意義務違反と考えられる。また、加害者の権利が女性の生命への権利と身体的、精神的安全に優先されなければならない。</p> <p>7) 当事国は、第1条と一般的勧告第19との関連において条約第2条(a), (c)-(f)、第3条に違反しており、下記のとおり勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) DV防止連邦法と関連の刑法の実施および監視を強化すること。</li> <li>(b) DV加害者を注意深くかつ迅速に訴追し、加害者の権利が女性の生命及び安全の権利に優先することのないよう相当の注意義務を果たすこと。</li> <li>(c) 法執行関係者、司法関係者、関係NGO等の間の連携を強化すること。</li> <li>(d) 法曹及び法執行関係者らに対するDVについての研修・教育を強化すること。</li> </ul> <p>当事国は、6ヶ月以内に、本勧告に関して取られた対応を含む見解を委員会に提出すること。また、本見解及び勧告をドイツ語に訳し、広く国内で周知すること。</p>

ヒューマンライツ・ナウ (2007年8月 6日)

関連カテゴリ

- 【国際人権先例】女性差別撤廃委員会(CEDAW)

## 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV防止法）の概要

### 3 主な用語の定義

(1) 「配偶者」 夫婦（法律婚、事実婚を問わない。）の一方をいう（法1条1項、3項）。

(2) 「暴力」

ア 身体に対する暴力

人の身体に対する不法な攻撃であって、生命または身体に危害を及ぼすものをいい、刑法上、暴行罪（同法208条）や傷害罪（同法204条）の構成要件に該当する行為である。

なお、刑法上の傷害罪にい「傷害」とは、人の生理機能に障害を生ぜしめることをいい、嫌がらせや強迫により精神的な障害を与えた場合もこれに当たり得る。過去の裁判例では、嫌がらせの電話で精神に異常をきたした場合（東京地裁昭和54年8月10日判決）や、大音量のラジオ等により慢性頭痛証等に陥らせた場合（最高裁判所平成17年3月29日判決）、無言電話によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）を生ぜしめた場合（東京地裁平成16年4月20日判決）などにも、傷害罪の成立が認められている（前田・2007）。したがって、DV防止法においても、こうした精神的な障害を与える行為が「身体に対する暴力」に該当し得る（柳原・2012、南野他・2008）。

イ 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動  
いわゆる精神的暴力（人格を否定するような暴言、行動監視、無視など）または性的暴力（見たくないポルノビデオを見せること、過姦に協力しないことなど）を指すものであり、刑法上の脅迫にあたる言動もこれに該当する。身体的暴力だけではなく、いわゆる精神的暴力（経済的暴力、性暴力も含む）も含まれている。しかし、保護命令の対象となるのは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」があつた場合に限られており、精神的暴力だけでは、現行のDV防止法における保護命令の対象とはならない。

(3) 「配偶者からの暴力」  
婚姻中の配偶者からの暴力のみならず、婚姻中に暴力を受けた者が、離婚（婚姻取消を含む）後にも当該元配偶者から引き継ぎ身体に対する暴力又はこれに準ずる精神的暴力を受ける場合には、元配偶者からの暴力は「配偶者からの暴力」に含まれる。これは、①離婚後も継続する暴力は、婚姻中の暴力と一体的に評価すべきものと考えられるごと、②婚姻中に暴力を受けている場合、離婚直後の時期において最も暴力が激しくなることが予想されることによるものである（南野他・2008）。

(4) 「被害者」  
配偶者からの暴力を受けた者をいい（法1条2項），以下の者が該当する。  
①配偶者からの身体に対する暴力を受けた者  
②配偶者からの精神的暴力を受けた者

### 1 法の構造

#### 前文

第1章 総則（第1条・2条）

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2、同条の3）

第3章 配偶者暴力相談支援センター等（第3～5条）

第4章 保護命令（第10～22条）

第5章 雑則（第23～28条）

第6章 罰則（第29・30条）

### 2 前文について

#### (1) DV防止法前文

「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかつた。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐる。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しよう努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。」

#### (2) 前文がおかれた理由

法律の前文は、法律制定の由来、基本理念を強調するとともに、法律の内容の理解を解釈に役立てるためにおかれるものである。もっとも、日本の法律のうち前文が置かれているのは、憲法のほか、基本法の性格を有する法律等の重要な法律のみである。

DV防止法では、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐることを国民に対して明らかにし、国民がこれを理解することが、配偶者からの暴力の問題を解決する前提であると考えられたことから、前文が置かれたこととなつた。

申立人が「被害者」にあたること  
保護命令の対象となる「被害者」とは、「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知する脅迫をいう）を受けた者に限る」と規定されている（法10条1項）。

2004年にDV防止法が制定された当初は、「身体に対する暴力を受けた者に限る」と規定されていたが、2007年改正により、「生命等に対する脅迫を受けた者」も保護命令の対象となり得ることとされた。しかし、精神的暴力あるいは性的暴力の被害者は、保護命令の対象となる「被害者」に該当しない。

その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと  
配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者の場合には、④配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと、配偶者から生命等に対する脅迫を受けた被害者の場合には、配偶者がから受けける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを要件とする（法10条1項）。

なお、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ」とは、被害者が殺人、傷害等の被害を受けた者を意味する。

申立権限を有するのは被害者自身に限られており（10条1項）、親族・知人等が被害者のために保護命令を申し立てることはできない。  
支援センターまたは警察の職員に相談したり、援助もしくは保護を求めた事実があること（法12条1項5号）

2) 但説会の内容

卷之三

- 人との5類型がある。

  - ①被害者への接近禁止命令：6か月間、被害者へのつきまといや被害者の住居、勤務先等の近くをはいかいすることを禁止する命令
  - ②被害者への電話等禁止命令：6か月間、被害者に対し面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令
  - ③被害者の同居の子への接近禁止命令：子を連れ去ることにより、被害者が加害者に会わざるを得なくなる状態を防ぐため、6か月間、未成年の子へのつきまといや住居、学校等の近くをはいかいすることを禁止する命令
  - ④被害者の親族等への接近禁止命令：加害者が被害者の実家など被害者と密接な関係にある親族や、その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（支援者など）のところに押しかけて暴れるなど、その悪行等について

被害者が加害者に会わざるを得なくなる状態を防ぐため、6ヶ月間その親族等へのつきまといや住居、勤務先等の近くをはいかいすることを禁止する命

⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令：夫婦が同居している場合に、被害者が住居から引っ越しをする準備等のために、加害者に対し、2か月間家から退去するとともに、その家の附近を徘徊することを禁止する命令である。

（四）口頭説明による被害者に対する暴力の実態について  
（五）口頭説明による暴力の実態について

いは性的暴力の被害者は、保護命令の対象となる「被害者」に該当しない。  
その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと  
配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者の場合には、④配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいこと、配偶者から生命等に対する脅迫を受けた被害者の場合には、配偶者から受けた暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいことを要件とする（法10条1項）。

なお、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ」とは、被害者が殺人、傷害等の被害を受けるおそれを意味する。

申立権限を有するのは被害者自身に限られており（10条1項）、親族・知人等が被害者のために保護命令を申し立てることはできない。  
支援センターまたは警察の職員に相談したり、援助もしくは保護を求めた事実があること（法12条1項5号）

#### (4) 保護命

- 譲命令の申立は、一定の事項を記載した書面を、管轄裁判所に提出することについて行う。管轄裁判所は、相手方の住所・居所、申立人の住所・居所、暴力が施された地のいずれかを管轄する地方裁判所である。

代理人（弁護士）がいる場合は、代理人の氏名、住所

申立ての趣旨および理由

申立人の子への接近禁止令を求める場合は、その子の氏名および生年月日

申立人の親族等への接近禁止令を求める場合は、その親族等の氏名、申立ての關係（当該親族等が申立人の子である場合はその生年月日）

被申告者に係属している保護命令事件がある場合は、その事件の表示

配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた状況

配偶者から他の異なる身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けける身体に対する暴力により、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

未成年の子への接近禁止令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされること

防衛するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

被害者の親族等への接近禁止令の申立てをする場合には、被害者が当該親族等に面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

配偶者暴力相談支援センターの職員または警察職員に対し、上記⑦⑩まで記載した事項について相談し、または援助もしくは保護を求めた事実の有無およびそ

配偶者からの暴力により生命、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいといえる根拠について詳細に説明する必要がある。

なお、接近禁止命令、特定の行為等の禁止命令等については、要件を満たす限り、再度の保護命令発令について制限はない。しかし、退去命令について、一度発令された退去命令の申立て理由と同一の暴力を理由とする再度の申立てが認められるのは、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者が、その責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から2か月以内に転居を完了することができないこと、その他退去命令を再度発する必要があると認められる事情がある場合に限られる。また、裁判所は、再度の退去命令を発令することにより、命令を受けた配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、保護命令を発令しないこともできる。（法18条）。

退去命令は、命令を受けた配偶者を生活の本拠である住居から退去させて被害者を保護するものであるため、命令を受けた者の居住の自由や財産権が制約されることとなる。そこで、退去期間が長期間にわたり、制約が過大となるないよう、当事者双方の事情を考慮した上で、なお配偶者の居住の自由や財産権の合理的制限として許容される限りにおいて、再度の退去命令を発することとされたものである（南野・2008）。

## ストーカー行為等の規制等に関する法律の概要

### 1 DV防止法の限界とストーカー規制法

DV防止法上の「配偶者」とは被害者と婚姻関係（法律婚・事實婚の別は問わない）にあるものを指し、婚姻関係にない交際相手、単なる同居者とはこれに含まれない。したがって、現行のDV防止法では、いわゆる「デートDV」等、婚姻関係にない相手から受ける暴力から被害者を救済することはできない。

また、婚姻中には配偶者から身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けたことがなく、離婚した後で初めて元配偶者から身体に対する暴力等を受けた場合には、保護命令申立権者たる「被害者」に該当せず、保護命令の申立てはできない。

このように、被害者がDV防止法の保護命令を利用できない場合で、交際相手や元配偶者等からのつきまとい等で悩まされている場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」又は「法」という。）による対応を検討する必要がある。

### 2 ストーカー規制法の概要

#### （1）規制対象となる行為

特定の者に対する恋愛感情その他の行為の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活中において密接な関係を有する者に対する以下の行為（法2条1項。以下「つきまとい等」という）。なお、ストーカー行為とは、これらにつきまとい等を反復して行うことをいう（法2条2項）。

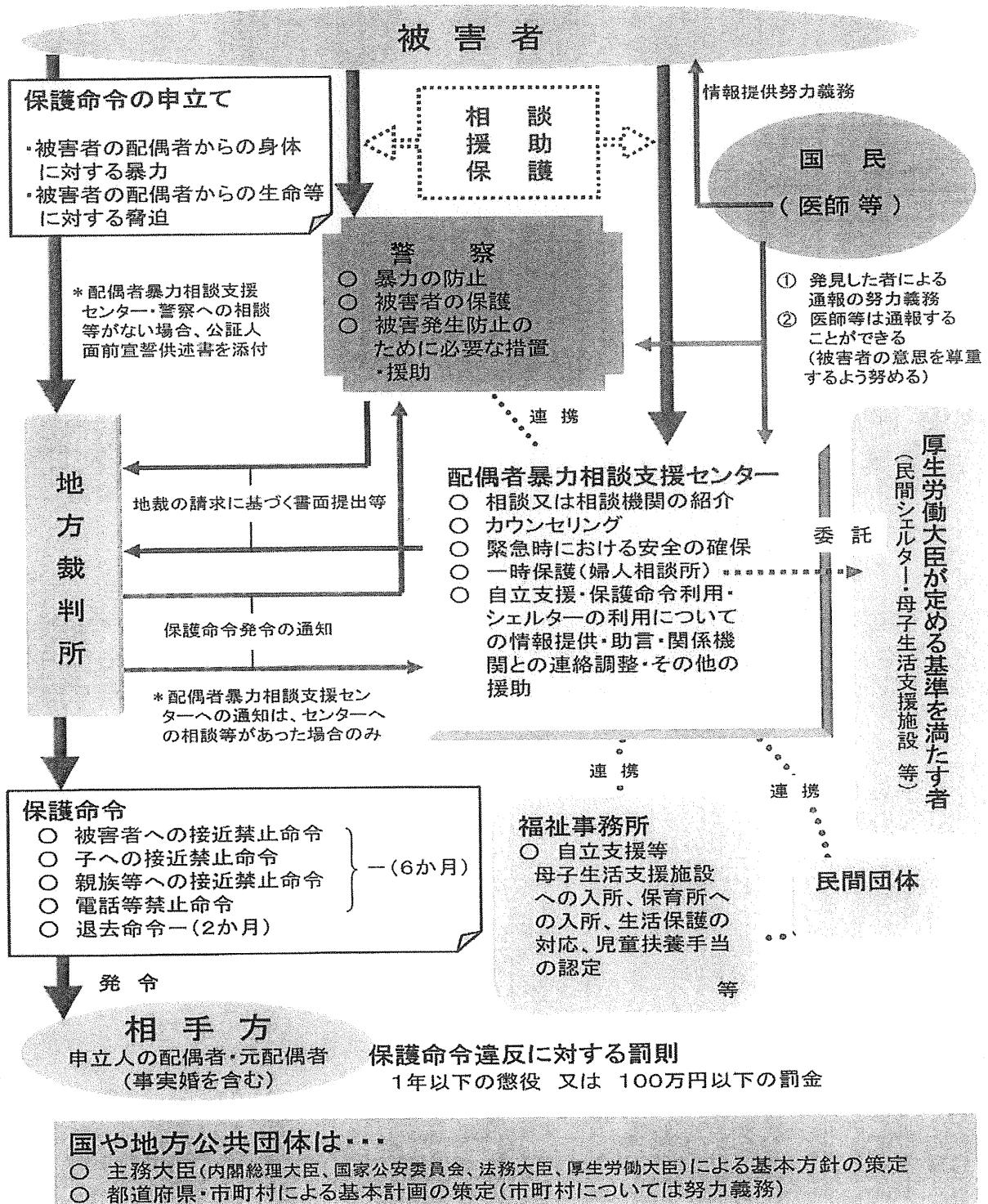
- ①つきまとう行為、待ち伏せる行為、進路に立ちふさがる行為、住居等の付近で見張りをする行為、並びに住居等に押し掛ける行為
  - ②監視行為の告知等
  - ③面会・交際その他義務のない行為の要求
  - ④著しく粗野又は粗暴な言動
  - ⑤無言電話や連続した架電、FAX送信
  - ⑥汚物等の送付等
  - ⑦名誉を害する事項の告知等
  - ⑧性的羞恥心を害する事項の告知等
- なお、⑨にはメール送信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）におけるメッセージ送信、コメントの書き込み等が列記されていないが、当然ながら、メールやSNS等を手段として②～④、⑥～⑧の行為を反復して行うことも、ストーカー行為に該当する。

#### （2）規制の相手方

法3条において、「何人も」つきまとい等をしてはならないと規定されており、

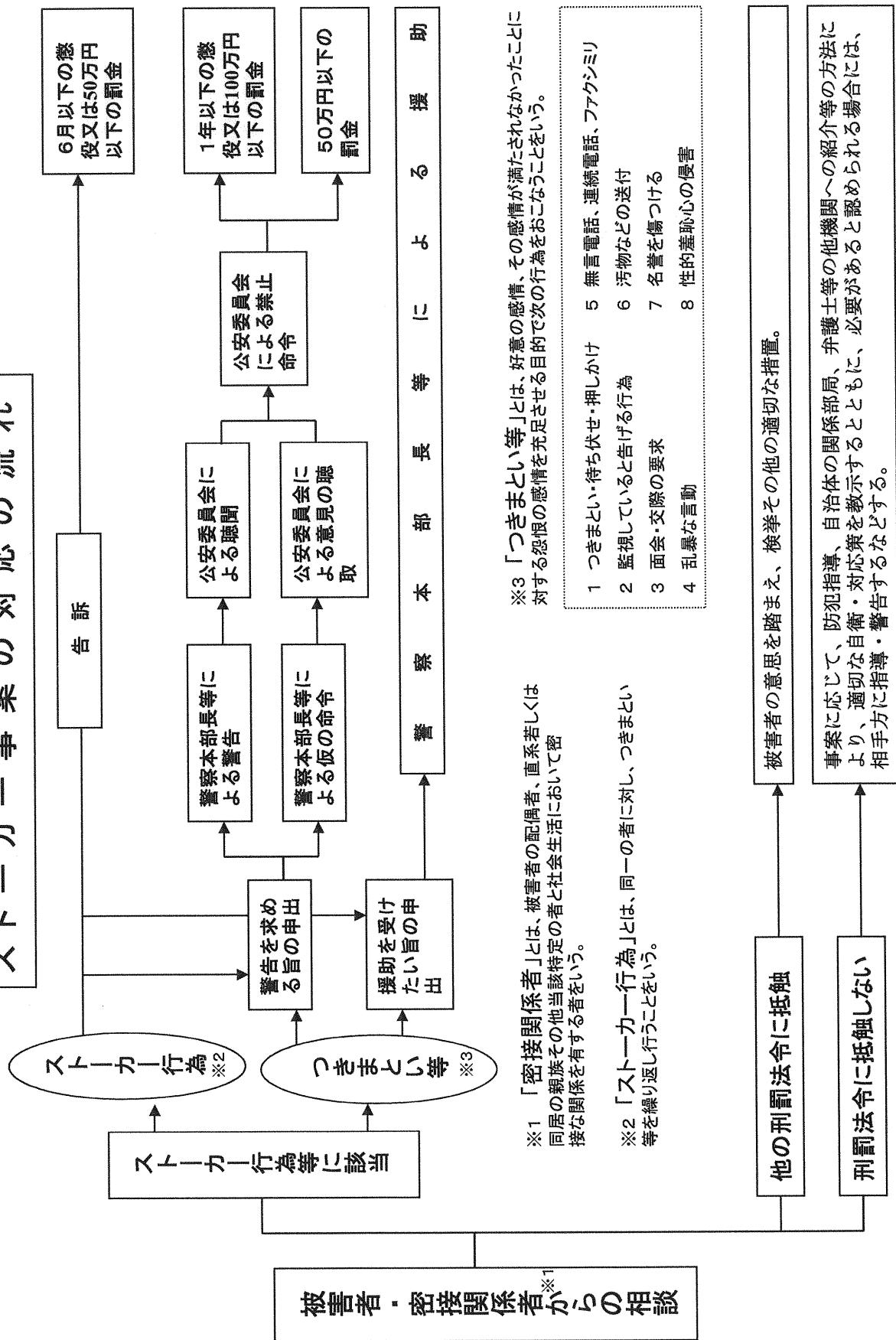
# 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

## 配偶者暴力防止法の概要（チャート）



出典：内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者暴力防止法の概要（リーフレット）」  
[http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/haibouhou\\_pdf/200226dv\\_panfu.pdf](http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/haibouhou_pdf/200226dv_panfu.pdf)

ストークー事案の対応の流れ



※1 「密接関係者」とは、被害者の配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者をいう。

※2 「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことをいう。

※3 「つきまとい等」とは、好意の感情、その感情が満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足させる目的で次の行為をおこなうことをいう。

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 5 無言電話、連続電話、ファクシミリ |
| 2 監視していると告げる行為    | 6 汚物などの送付          |
| 3 面会・交際の要求        | 7 名誉を傷つける          |
| 4 乱暴な言動           | 8 性的羞恥心の侵害         |

事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導・警告するなどする。